

社会福祉法人 山紫会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	実地	評議員会の日時、場所、議題、議案等は、理事会の決議により定め、招集通知に招集事項（日時、場所、議題、議案等）を記載すること。 【法第45条の9第10項 一般法人法第181条、182条】	今後、評議員会の招集の前に理事会を開催し、議題・議案等を決議して招集するようにする。	R4.10
4	実地	事業区分間及び拠点区分間における内部取引について、計算書類において相殺消去されていないため、適正に相殺消去を行うこと。 【会計省令第11条、運用上の取扱い4】	今後、相殺消去が適正に行われていなかった部分において、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表等、しっかり相殺消去を行った書類を作成する。	R4.10
4	実地	附属明細書について計算書類の金額と一致していない部分があるため適正に計上すること。 【会計省令第30条、運用上の取扱い25、別紙3（①）から（⑱）】	今後、附属明細書と計算書類の金額が一致していない部分を一致するよう修正して作成する。	R4.10
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施
「書面」・・・書面による監査を実施
「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度
「延期」・・・特別な事情により延期した場合
「中止」・・・災害等により延期